

○守谷市すこやか医療費支給に関する条例

平成19年3月27日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦及び小児の医療費の一部を助成することにより、これらの者の健康の保持増進を図り、もって福祉の向上、少子化対策及び小児のすこやかな成長に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、守谷市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年守谷町条例第15号。以下「支給条例」という。）で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。

(1) 支給条例第3条に規定する対象者のうち、支給条例第5条第1項第2号及び第4号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者で、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2) 守谷市の区域内に住所を有する妊産婦で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は規則で定める社会保険各法（次号において単に「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2

の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるもの及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により守谷市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）

(3) 守谷市の区域内に住所を有する12歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）

(医療費の支給)

第4条 支給条例第4条第1項から第4項の規定は、医療費の支給について準用する。この場合において、同条第1項中「対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）」とあるのは、「対象者の疾病又は負傷」と読み替え、同条第2項中「対象者（重度障がい者を除く。）」とあるのは「対象者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号又は第3号に該当する者が支給条例の規定により医療福祉費の支給を受けた疾病又は負傷については、医療費を支給しない。

3 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認め

た場合は、対象者の配偶者、親権者その他対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができるものとする。

4 市長は、対象者が支給条例第4条第6項に規定する医療、指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当てを受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護、手当てに関し当該保険医療機関等、指定訪問介護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払いをしたときは、当該医療、指定訪問看護又は手当てを受けた者に対し、医療費を支給したものとみなす。

（支給の制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、対象者が国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第2項の規定に基づく被保険者資格証明書の交付を受けているときは、医療費を支給しないことができる。

（届出等）

第6条 対象者又は保護者等は、この条例による医療費の支給を受けようとする場合は規則で定める事項について速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（医療費の返還）

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって、医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることが

できる。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日条例第34号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日条例第22号)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の診療に係るすこやか医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年9月25日条例第27号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月21日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日条例第23号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月26日条例第26号)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年6月19日条例第27号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、

平成30年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月23日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。